

京都市環境審議会 平成 23 年度第 2 回地球温暖化対策推進委員会 議事録

日 時 平成 24 年 2 月 1 日（水）午前 10 時 00 分から正午まで

場 所 職員会館かもがわ 3 階 大多目的室

出 席 仁連委員長，青木委員，安藤委員，石田委員，石野委員，上村委員，小杉委員，
在間委員，鈴木委員，田浦委員，近本委員，内藤委員，松尾委員

議題 1 事業者排出量削減計画書制度について

（資料 1 に基づき事務局から説明）

（青木委員）

- ・ A 評価と S 評価がわかるポイントについて，もう一回説明をお願いしたい。

（事務局）

- ・ 資料 1 の 1 ページについて，温室効果ガス排出量を 3 年間の計画期間において平均，年に何パーセント削減するかというところが一つの評価基準になっている。基準となる削減目標を達成すると，まず，A 評価というグループに入る。さらに①温室効果ガス総排出量削減率が目標削減率の 2 倍以上，②原単位改善率を 1 パーセント以上，③重点対策実施率について，100 パーセント以上であること，これら 3 つの全ての項目が達成されていれば A から S へ評価が上がることになっている。

（青木委員）

- ・ A 評価と S 評価の違いをわかるようにしておかないと，ホームページを見た人が，S 評価の事業者がなぜ S 評価になっているのかという理由が理解できないため，丁寧に説明していただく必要がある。

（上村委員）

- ・ 提出書類の書き方について，事業者への説明を徹底するというところが重要だと思う。提出書類作成が未熟なため，必要な書類が準備できず，低評価になっているということも考えられ，低評価事業者名をホームページに載せるというのは，現段階では早いと思う。提出書類の書き方の指導を十分に行った後，全ての評価について公表するべきではないか。

（仁連委員長）

- ・ 今，120 者から報告書を受け付け，修正のやり取りをやっておられると思うが，記入の仕方は十分指導しているのか。

(事務局)

- ・ 今回の条例は、目標や制度等府市合同であり、制度を実施するにあたりましては、府と合同で事業者様に向けての説明会をさせていただいた。合わせて4月1日制度を実施して9月末までの締め切り期間の中で出していただくために、非常に詳細な書類の書き方等の手引書を作成し、御提供させていただいた。
- ・ 9月末で締め切っているが、まだ約120社からの報告しか完了していないという状況である。(平成24年2月1日現在。)計画書の作成があまり手馴れた作業ではないことに加え、旧制度である「特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度」における平成22年度の報告書の作成時期と重なっていたことが1つの原因であると思われる。
- ・ 計画書の修正については、個別に1者ずつお越しいただいたり、電話で対応させていただいたりして、時間をかけて丁寧に御説明し、ようやく残り10数者くらいまで整ってきた状況である。
- ・ 新たに実施し始めた制度であり、さらに来年度からは報告書という形で出していただかないといけないため、計画書や報告書の作成については周知徹底等、PRに努めていきたいと考えている。
- ・ 低評価事業者の公表の時期については、京都市地球温暖化対策条例において、提出された計画書の評価し、結果を公表することが規定されている。そのため、低評価事業者の結果を公表しないということは難しい。全ての事業者様の計画書の結果について並べて公表した上で、さらに高評価事業者に対するインセンティブということで、S評価の事業者様について、どのような取組を行っているためにS評価になっているなどの情報について公表させていただきたいと思っている。

(田浦委員)

- ・ 評価の方法について、計画書がそのままPDFで見られるというところも、平成22年度までの旧制度(特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度)における公表の仕方と同じであり、よいと思う。事業者の計画書及びその結果だけでなく、評価ごとの事業者数一覧や、評価の割合を示したグラフといった分析についても掲載できれば、京都市全体の傾向等についても理解できる。
- ・ 京都市のトップページからなかなか計画書評価結果のページに到達できない。一般の人の目につくようなホームページ構成にならないかと思う。

(近本委員)

- ・ 年度ごとに実績が報告されるため、最終年度までに、計画の目標に対してどのくらい達成できるのかある程度目安がついてくると思われるが、削減が進まない事業者の方への指導やアドバイス等の実施について、予定していることがあれば教えてほしい。
- ・ 事業拡大や社会的な情勢変化によって、計画書作成時と状況が変わってしまう可能性が

あると思われる。S・A・B・C 評価以外にも、温室効果ガス排出量の増減に対する原因や理由も付加できるような制度運用を考えてほしい。

(事務局)

- ・ 京都市による全体の傾向等の分析・検証の情報提供は必要であり、記載内容について検討したい。
- ・ 今年度は、3年間の計画書を出していただいている。今後、年度ごとに排出量実績を御報告いただき、計画書の目標どおりにいっているかどうかを確認していく。報告書の評価は最終年度のみであるが、各年度における報告書の内容については確認させていただいて、目標の達成が困難な事業者様に対して、京都市が蓄積してきたさまざまな知見を活かして指導や助言をさせていただく予定である。
- ・ 今年度出していただいた計画書については、多くの事業者様は今後3年間の事業計画を見据えた中での計画を立てられていると考えている。一方、社会情勢などの要因により、各事業者様の計画というのも計画期間中に変わる事も十分に想定される。そのため、一定の要件を満たした場合、計画書の変更を認めている。また、気温や電気の排出係数等の影響を受けてしまうため、個々の事業者様の評価とは別に、年度ごとの外的要因による全体的な傾向をお示しできる様な工夫を考えたい。

(松尾委員)

- ・ S 評価の事業者の方について、S 評価になった理由が一律で記載されているが、各企業が S 評価となった個々の優れた取組について、京都市によるコメントのような形で公表したほうがいい。
- ・ 専門的な内容の制度であり、公表媒体がホームページに限られているというのが気になる。多くの市民は、事業者の方が手間と時間をかけて計画書や報告書を作成しているということを知らず、公表タイトルを見たとしても、内容や評価は見ないのではないかと思う。市政だより等、もう少し噛み砕いた形で、市民に制度や企業の取組を理解してもらうことが必要だと思う。

(事務局)

- ・ 高評価事業者様の理由は、一律で記載するのではなく、事業者ごとの優れている点などの記載ができないか検討したい。
- ・ 制度自体の認知に関しても、事業者の方々に様々な御苦勞をおかけし、取り組みいただいている制度であるため、簡潔でにわかりやすい表現を使い、さまざまな媒体を活用して発信していくなど、努力していきたいと思う。

(在間委員)

- ・ 制度の対象になっている大規模事業者だけでなく、対象となっていない中小事業者の方にも温室効果ガス排出量削減に取り組んでもらうということが重要であり、S 評価の事業者の方の中で、「このような取組を行った結果、大幅に排出量が削減できた」というような具体的な事例というのを発信する必要がある。経済団体様の会報誌に 1 者ずつ載せていただく等により、優れた事例を周知し、他の企業の方の参考になるようにすることが重要である。

(事務局)

- ・ 優れた事業者様の取組事例の御紹介が大規模事業者の方の中だけで完結させず、中小事業者様にも優れた取組を御参考いただけるよう、経済団体様とも十分連携して発信方法を考えていきたいと思う。

(青木委員)

- ・ 京都市役所の評価結果を基準として公表してはどうか。京都市も綿密な計画を立てて取り組むにも関わらず、高評価を得ることは難しいのであれば、S 評価の事業者の方がすばらしい取組をしていると理解しやすい。

(仁連委員長)

- ・ 提出済事業者の中に、京都市役所も含まれているのか。

(事務局)

- ・ 京都市役所は、事業者排出量削減計画書制度において、京都市交通局、京都市上下水道局、京都市役所教育委員会はそれぞれ単独の事業者となっており、これらの 3 者に加えて市長部局として京都市役所も事業者となっている。市長部局としての京都市役所については、現在計画書の修正を行っている段階であるが、A 評価となる見込みである。

(仁連委員長)

- ・ 事業者排出量削減計画書制度についてまとめると、事業者のから報告書の評価だけでなく、評価の分布等の全体の分析が必要である。
- ・ 温室効果ガス排出量削減は社会経済・業界の情勢や気温にも影響されるため、報告書の公表については、外的要因についての説明が必要であると思われる。
- ・ 優れた取組を行っている高評価の事業者の方を支援し、その取組を広げることが重要であり、高評価の事業者にインセンティブを与える方向で公表をしていただく。
- ・ S,A,B,C というランク評価だけではなくて、どこの事業者の方がどのようなすばらしい取組を行っているということを公表することにより、その取組が他の事業者の方の参考となり、温室効果ガス排出量削減の取組も広がっていくと考えられる。

- ・ ホームページについては、なかなか公表しているページを見つけることができないため、ホームページの構成を検討したり、他の媒体も使ったりして、公表方法を工夫していただきたい。

議題 2 2011（平成 23）年度版年次報告書（案）について

（資料 2 に基づき事務局から説明）

（石田委員）

- ・ 年次報告書の発行部数が 3,000 部ということだが、地球温暖化対策を PR していかなければいけないという観点からすると、万単位で発行してもよいのではないか。

（事務局）

- ・ 公共施設などに配架しているだけでは、興味のある方しか持って行っていただけなく、さまざまな会議やイベントを活用して配布する必要がある。今後、可能な限りいろいろな場面や機会でも配布する努力をしてまいりたい。また、ホームページでも公表しており、今後、より多くの方に閲覧していただけるよう努力したい。

（仁連委員長）

- ・ 資料 2 の 13 ページに記載している「社会像 2 の削減効果指標 森林面積」について、平成 20 年度は 2.9 万 ha で平成 22 年の実績値は 3 万 ha となっており、2 年間で約 1,000ha 増えたことになっているが正しいのか。

（事務局）

- ・ 小数点以下 1 桁までの記載であり四捨五入をしている関係から実際の数字よりも大きく見えてしまっている可能性が高い。

（仁連委員長）

- ・ 数字が正しければ、ほとんど目標達成になっているため、目標自体が低かったということになる。

（在間委員）

- ・ 年次報告書の配布先について、資料 2 の 25 ページに掲載されている京都市認定エコイベントにおいて積極的に配布できるのではないか。イベント主催者にとってもエコイベントであることを PR する要素にもなる。

(事務局)

- ・ 去年までも、環境問題に関連するイベント開催の情報が得られた際には、資料の提供、配架はやっていたが、配布できていないイベントもある。今後、積極的に取組んでまいらる。

(鈴木委員)

- ・ 市民の方々にとって最も関心があるのは、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、国内の原子力発電所が順次休止し、再稼働の目途がたっていない状況で、地球温暖化対策をどう進めていくのかということだと思われる。資料 2 の 4 ページに「今後も地球温暖化対策に取り組めます」ということだけ記載しているが、他の部分については、震災が起こる前の平成 22 年度の時点で決まっていたことのみ記載している。
- ・ 平成 23 年度第 1 回の地球温暖化対策推進委員会においては、「条例の改正後に震災が起こったが、地球温暖化対策は進めていく」という方針が示された。震災以降に新しく取組がスタートしている事業についても記載することが望ましい。

(事務局)

- ・ 改正した地球温暖化対策条例で定めた削減目標「温室効果ガスを平成 32 年度までに 25%削減、平成 42 年度までに 40%削減（平成 2 年度比）」は変更する予定はないが、現在の原子力発電所の再稼働の見通しが立たない状況では、電気の排出係数の改善による削減量が見込めない。目標を変えない以上、目標達成の計画の内容についても臨機応変に拡張強化をしていく必要がある。そのような考えの下で、「皆様方と一緒に目標達成のために取組んでいく」ということについて、年次報告書にも記載できるように工夫したい。

(松尾委員)

- ・ 昨年度 3,000 部発行したうち、実際に配布されたのはどの程度なのか。
- ・ イラストも多く使用し内容も充実しているが、30 ページと内容が多いため、あまり地球温暖化対策に関心のない市民が読もうと思うものではない。平成 42 年度に目指すべき社会像を掲げ、関連する取組を載せているが、ちょうど 20 年後の将来を担う小中学生が理解できるよう、また親子でも読めるようもっとわかりやすい記載にしてはどうか。難しいデータ等を削除し、ページ数も削減することにより、気軽に取やすくなり、コストダウンにもつがるため部数を増やすことも可能になると思う。

(事務局)

- ・ 昨年度は 3,000 部印刷してほぼ 3,000 部配布できている。
- ・ 実際、気軽に手に取ってもらうにはページ数を削減した方がいいが、一方でたくさんのお取組みをしており、知ってほしいという思いもある。内容の充実具合とページ数削減をど

う調整するのかということは、読み手となるターゲットをどのような人に設定するかという問題とあわせ、今後の検討課題である。

(安藤委員)

- ・ 資料 2 の 28 ページにおいて、家庭部門からの二酸化炭素排出量が基準年比 5.9%増加した理由として、世帯数の増加ということが挙げられているが、実際どの程度世帯数、あるいは人口が増加しているのか。
- ・ また、前年度比から 13%減少している理由として、夏季平均気温の低下しているという記載があるが、2 ページの「地球の平均気温が上昇している」という表現とは矛盾しないのか。

(事務局)

- ・ 人口についてはほぼ横ばいで推移しており、二酸化炭素排出量に大きな影響はないと考えられる。一方世帯数については、基準年から約 22%増加している。
- ・ 気温についてだが、短期間で比較した場合、夏季の気温は減少しているが、100 年程の中長期的に一年間の平均気温は上昇しているということで、切り離して記載している。続けて読むと一見矛盾していると感じる可能性もあり、誤解を生じない記載ができるか検討したい。

(安藤委員)

- ・ 世帯数が増加しているという以外に、一人あたりの消費エネルギー量が増加していることも家庭部門からの二酸化炭素排出量増加の原因になっていると思われるので、その点についても記載できないか検討してほしい。
- ・ 二酸化炭素排出量削減として、事業者の方を対象としたさまざまな対策が行われているが、一般の家庭を対象とした取組みもさらに必要であると思う。
- ・ 5 ページに、家庭でできる省エネ事例について記載されているが、どのような行動が二酸化炭素排出量削減に結びつくか、空調機器の設定温度等の正確な説明を追記したり、照会する事例を増やしたりしたほうがよいのではないか。

(事務局)

- ・ 5 ページの「家庭でできる取組」につきましては、他の資料から引用した情報であり、削減効果の計算の詳細設定等は、スペースの関係上省略せざるを得なかった。家庭部門に焦点を当て、市民を読み手のターゲットとした場合、省エネの取組についてさらに充実させるべきであると思うが、今回の冊子は家庭部門だけでなく他の産業や運輸、業務部門全ての取組を載せており、誰をターゲットとし、何に重点をおくか、今後検討したい。

(田浦委員)

- ・ 京都市が行っている環境家計簿や省エネ相談などの取組にも家庭での省エネのアイデアが盛り込まれており、5ページの「家庭でできる取組」について他の資料から引用するのではなく、環境家計簿や省エネ相談等の取組を記載してもいいのではないかと。

(在間委員)

- ・ 配布について、例えば、環境教育を行っている京都の会社の新入社員の方に配るというのも一つの方法であると思われる。今回の冊子は、社会人は十分に理解できる内容であり、新入社員の環境教育の中で使ってもらい、京都市はどのようなまちづくりを行っているのか、自分の会社はどのような関係があるのか、自分達は何をしていけばいいのかということを考えてもらう。企業にとっては環境教育ツールを簡単に手に入れることができ、京都市も取組を知ってもらえるというメリットがあるのではないかと。

(小杉委員)

- ・ 年次報告書は、毎年概要版と資料集を両方作成しているため、内容を精査し、資料集にのみ記載すればよいデータ・グラフ等は概要版から削除してもよいのではないかと。

(事務局)

- ・ 資料集についても現在作成しており、でき次第ホームページに公表する予定をしている。概要版と資料集の編成については、読み手や記載内容のどこに重点を置くべきか、来年度に向けて再検討させていただきたい。

(近本委員)

- ・ 京都市地球温暖化対策計画に掲げている2030年度に目指すべき6つの社会像について、内容を簡単に紹介できるA3のポスター等があると、汎用的に使用できる。地球温暖化対策についてポスターを活用して多くの人に知ってもらい、もう少し詳しく知りたい人に対しては年次報告書の概要版、さらにデータについても知りたいという人に対しては資料集を用意しておくという使用用途分担をしてもよいのではないかと。複数の印刷物を用意することは、コストや手間もかかり難しいかもしれないが、検討いただきたい。

(仁連委員長)

- ・ ポスターはいいアイデアであり、例えば印刷して配るのではなく、ホームページに掲載しておいて、適宜活用していただくという形式にすれば、コストをかけなくてもよいのではないかと。
- ・ 各取組紹介とは別に、東日本大震災及び原子力発電所の事故以降の原子力発電所の再稼働の見込みが立たず、電力需給がひっ迫するという状況についての記述は必要であると思

われる。また、平成 23 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)において、日本政府が京都議定書延長への参加を見送ったため、日本として地球温暖化対策の枠組みから外れた現状においても、1つの自治体として地球温暖化対策にどう取り組んでいくのかということも重要であり、京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画<2011~2020>に掲げた温室効果ガス排出量の削減目標に向けてさらに取組を推進していくという記載が必要である。

報告 1 環境未来都市について

(資料 3 に基づき事務局から説明)

(上村委員)

- ・ 京都市が今年度選定されなかったことは残念であるが、選定された都市と京都市で強化に大きな差はないと思われる。環境分野において、京都市は国や世界の成長戦略の中で最先端にあるべきであり、来年度の選定が行われるのであれば、その選定に向けて専門のチームをこのメンバーの中からでも選出し、エコカー普及に対する取組など、京都市の独特なところを十分にアピールしていく必要がある。

報告 2 京都市水垂埋立処分場大規模太陽光発電所について

(資料 4 に基づき事務局から説明)

(田浦委員)

- ・ 京のアジェンダ 21 フォーラムにおいて、自然エネルギーワーキンググループがあり、現在、市民参加による、公共施設への 50kW 程度規模の太陽光発電設備を設置していく仕組み作りを検討している。再生可能エネルギーの全量買取制度の詳細がまだ定まっていないが、すでに金融機関や事業者の方を含めて検討をしている。
- ・ 今回の資料 4 において、発電所の建設、運転管理及び売電事業をおこなう事業者を公募型プロポーザルによって選定するということだが、市が用地を提供するという形は、設置の条件として非常に魅力的であり、今後は事業者のみでなく、市民が太陽光設置に参加し、発電のメリットを受けることができる仕組みについても考えていただきたい。
- ・ また、太陽光だけではなく、再生可能エネルギー全体の普及は地球温暖化対策において重要であり、再生可能エネルギーの普及促進を行っている各団体の取組をバックアップする体制作りも考えていただきたい。